

奈良県告示第二百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

菟田野佐倉（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

|          |        |    |
|----------|--------|----|
| 宇陀市菟田野佐倉 | 一一五七番二 | 一号 |
| 〃        | 一一四八番  | 二号 |
| 〃        | 一一四七番  | 三号 |
| 〃        | 一一四一番七 | 四号 |
| 〃        | 一一四五番三 | 五号 |